

【厚生労働大臣が定める掲示事項】

* 入院基本料に関する事項

当院は、急性期一般入院料1の届出を行っております。

病棟では1日に13人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。

『時間帯毎の看護配置は以下のとおりです』 ※2交代制

9:00～17:00	看護職員1人あたりの受け持ち人数は6人以内
17:00～9:00	看護職員1人あたりの受け持ち人数は12人以内

* 入院診療計画書、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画書を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び、栄養管理体制の基準を満たしております。

* 入入院時食事療養について

入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に関わる届け出を行っております。

当日は入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理の下に、適時（朝食：午前8時、昼食：午後12時、夕食：午後6時）適温で提供しています。

【厚生労働大臣が定める掲示事項】

* 入院基本料に関する事項

当院は、ハイケアユニット入院医療管理料1と急性期一般入院料1の届出を行っております。

【ハイケアユニット入院医療管理料1】

病棟では1日に9人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。

『時間帯毎の看護配置は以下のとおりです』 ※2交代制

9:00～17:00	看護職員1人あたりの受け持ち人数は3人以内
17:00～9:00	看護職員1人あたりの受け持ち人数は3人以内

【急性期一般入院料1】

病棟では1日に13人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。

『時間帯毎の看護配置は以下のとおりです』 ※2交代制

9:00～17:00	看護職員1人あたりの受け持ち人数は6人以内
17:00～9:00	看護職員1人あたりの受け持ち人数は12人以内

* 入院診療計画書、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、身体的拘束最小化対策、適切な意思決定支援及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画書を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、身体的拘束最小化対策、適切な意思決定支援及び栄養管理体制、の基準を満たしております。

【入院時食事療養について】

入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に関わる届出を行っております。

当日は入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理の下に、適時（朝食：午前8時、昼食：午後12時、夕食：午後6時）適温で提供しています。